

## 第73回 青い森しんきん懸賞金付定期預金

2025年12月1日 現在

1. 商品名（愛称）	青い森しんきん懸賞金付定期預金 （愛称：開運宝船）
2. 販売対象	・個人のみ (法人や団体の定期預金は対象になりません)
3. 販売期間	・2025年12月1日（月）～2026年2月28日（土） 期間限定商品
4. 種類・預入期間	・種類：スーパー定期1年もの 証書式・通帳式 自動継続（元金継続・元利継続）型
5. 預入（受入）	
(1) 預入（受入）方法	・一括預入
(2) 預入金額	・1口10万円以上 最高1,000万円まで
(3) 預入単位	・1円単位
6. 払戻（受取）方法	・満期日に組入れるか、指定した口座に支払います ただし、指定した入金口座が解約されている場合は、他の口座への振替 処理または店頭での現金払いとします
7. 利息	
(1) 適用利率(利率表示場所)	・預入時のスーパー定期1年ものの店頭表示利率を満期日の前日まで適用 します（固定金利）
(2) 利払方法(頻度)	・満期日に一括して支払います
(3) 計算方法	・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算とします
8. 税金	・個人の利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります (ただし、マル優を利用の場合は除きます) ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります
9. 中途解約の取扱い	・定期預金規定に基づき、預入期間に応じた中途解約利率により計算した 利息とともに支払います A. 6ヶ月未満 解約日における普通預金の利率 B. 6ヶ月以上1年未満 表面記載の利率×50%
10. 手数料	—
11. 付加できる特約事項	・マル優が利用できます ・「総合口座」の担保定期預金に組入れすることはできません ・懸賞金は課税扱いとなります。ただし、当金庫で源泉徴収し支払います
12. 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください

13．苦情処理措置・紛争解決措置	<p>・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9時～17時、電話:0800-080-5100）にお申し出ください。</p> <p>・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話:03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。</p>
14．その他参考となるべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この預金は、証書・通帳記載の満期日に「青い森しんきん懸賞金付定期預金」に自動的に継続し、新たな抽選番号を付与します。なお、その後も同様とします</li> <li>・自動継続時に当該定期預金が発売しない場合は、スーパー定期1年物のまたは大口定期預金に自動継続します。なお、「自由金利型定期預金（M型）規定」（スーパー定期）または「自由金利型定期預金規定」（大口定期）により取扱します</li> <li>・懸賞金はこの定期預金の満期日に自動的に指定した口座に支払います</li> <li>・10万円毎に懸賞金抽選権を付与します</li> <li>・定期預金は満期日前に中途解約した場合には、懸賞金抽選権は失効し懸賞金のお支払いはいたしません</li> <li>・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）</li> </ul>

(青い森しんきん懸賞金付定期預金)